

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

近年、私たちが住む地域では、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況の中で、一人暮らし高齢者や障害者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。

また、社会情勢・経済情勢の変化により、生活困窮者の増加、ひきこもり、虐待、自殺などが社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

このような手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題への対応は、公的福祉サービス・保健サービスだけで十分ではありません。

かつては、生活課題の多くは、家族や地域社会の力で解決されていましたが、地域の力が弱まりつつある今、公的福祉サービス・保健サービスと家族や地域社会の支え合いが相互に補完しその役割を果たしていく必要性が認識されています。

地域福祉とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、住んでいる「地域」を中心に考え、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができることを目指すものです。

そのため、住民一人ひとりの福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を通し、地域の中で孤立している人たちを結びつけ、生涯を通してお互いの人間関係を深めていくために必要となる施策や仕組みづくりを進めていくことが必要となります。また、同時に、地域を支えるボランティア団体やNPO法人などの住民組織、社会福祉事業者及び行政が各々の役割を明確にしながら連携していくことも重要です。

住民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として「十和田市地域福祉計画」を策定するものです。

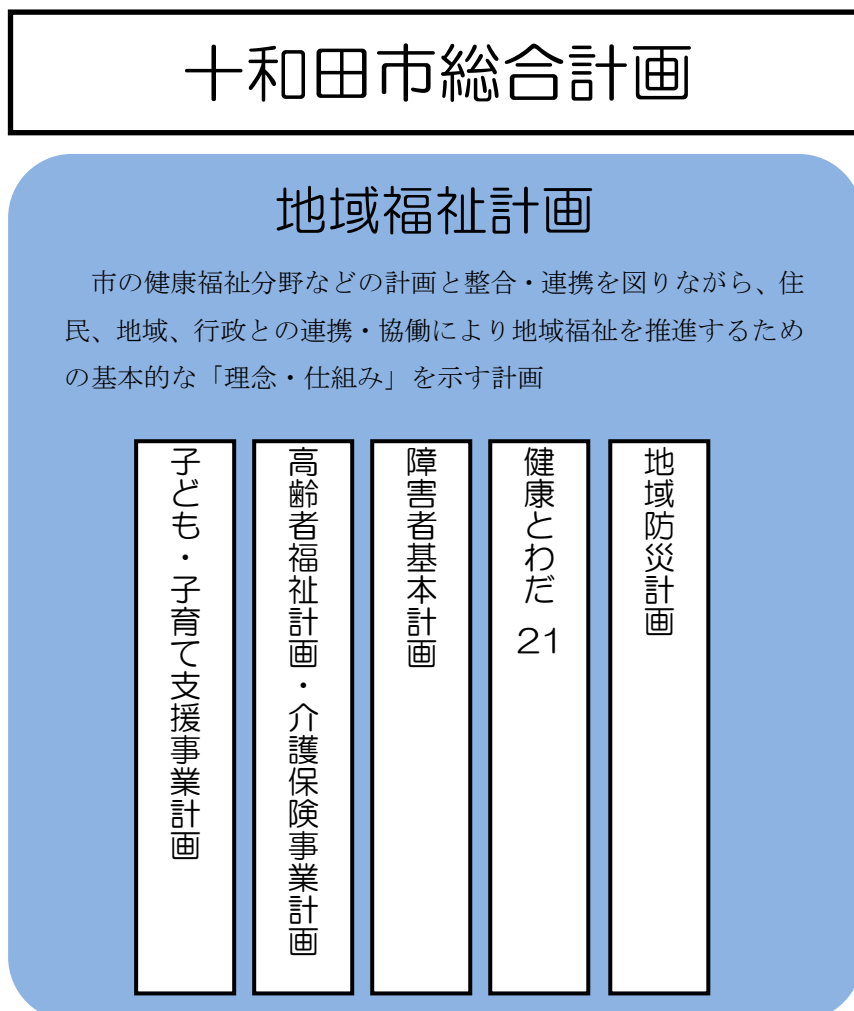
2

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、市政運営の基本方針である「十和田市総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

健康福祉分野などの各分野別計画と整合・連携を図りながら、多様化する個々の生活課題に対応するために、住民、地域、行政との連携・協働により地域福祉を推進するための基本的な「理念・仕組み」を示す計画です。

■図 1-1 計画の位置づけ



地域福祉計画の法的根拠

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

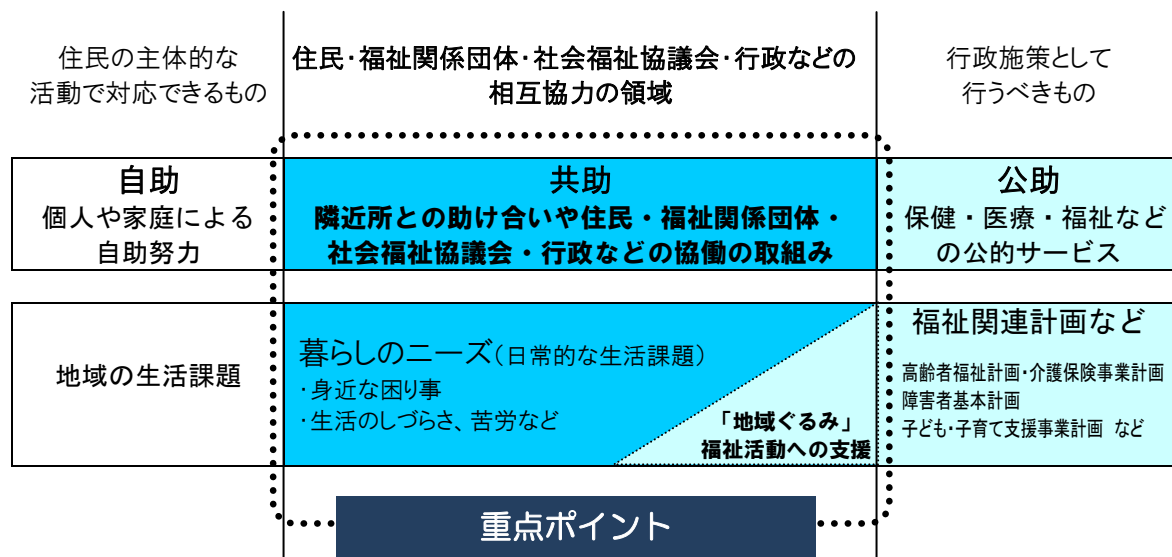
3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方

本計画では、住民、福祉団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

今日の複雑多様化している社会問題や生活上の課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■ 図 1-2 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



4 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 策定体制

この計画の策定に当たっては、住民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、地域団体の代表者、公募による住人で構成する「十和田市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案などの審議・検討を行いました。

また、行政内部においては、関係課職員による「十和田市地域福祉計画検討委員会」を設置し、計画案などの調整・検討を行いました。

(2) 地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

住民の福祉に関する意識や現状の生活課題などを把握し、計画策定の基礎資料とするために、個人及び団体にアンケート調査を実施しました。

■地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施概要

調査の種類	個人用	団体用
調査対象	18～79歳の市内在住者	市民団体など
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 男女比率1：1	団体、サークルなどから無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
調査期間	平成27年10月～11月	平成27年10月～11月
回収結果	配布数：2,000件 有効回収数：1,001件 (有効回収率：50.1%)	配布数：100件 有効回収数：78件 (有効回収率：78.0%)